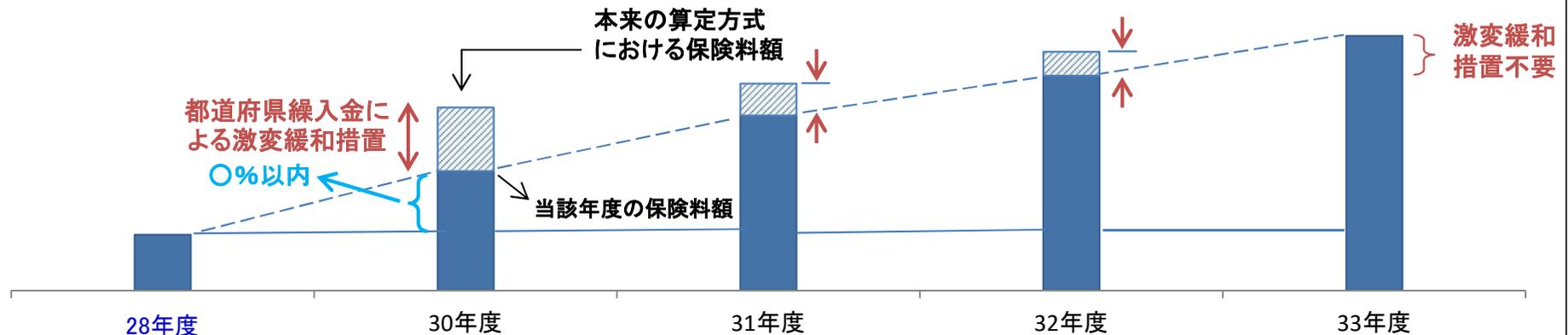


激変緩和措置の計画的・段階的な対応について

激変緩和の計画的・段階的な対応について

- 激変緩和措置は、被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に増加することを回避するための経過措置であるため、計画的・段階的に本来の保険料水準に近づけていき、最終的に激変緩和措置を終了する必要がある。

激変緩和丈比への基点と一定割合の設定



- 激変緩和措置については、地域の実情に応じて、計画的・段階的にフェードアウトさせることとしているため、平成28年度の「被保険者1人あたりの保険料決算額」等を丈比の基点として固定することを基本としている。（基点を変更することによって、激変緩和の対象市町村が変わるため、計画的・段階的なフェードアウトが困難となる可能性がある点に留意。）
- 都道府県は、激変緩和措置の基準として、毎年度、一定割合＝自然増等＋ α を設定する。 α の値の定め方によって本来の負担水準に到達するまでの時間軸を制御している。
＋ α の変更幅を検討する際には、**自然増や前期交付金の平成29年度精算に留意する**とともに、以下の事項をはじめとした、中長期的な納付金の変動要因を考慮する必要がある。

- ・ 前年所得の著しい増加、被保険者数の著しい減少、単身世帯数の著しい増加（世帯平均被保険者数の減少）、保険者努力支援制度の評価結果、財政安定化支援事業の算定割合の見直し
 - ・ 32年度：前期高齢者交付金等が都道府県単位で精算されること
 - ・ 33年度：基礎控除等の見直しにより保険料に影響が生じる可能性があること
 - ・ 34年度：団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者に移行し始めること
 - ・ 35年度：年度末をもって特例基金が廃止となること
- ※時期は未定であるが、骨太方針2018に調整交付金の見直しに係る記載があること。